

令和6年4月1日

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問事業訪問介護事業所
指定第1号通所事業通所介護事業所

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課

令和6年度介護報酬改定に係る那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び那覇市介護予防ケアマネジメント実施要領の改正について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、介護保険制度についてのご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、令和6年度介護報酬改定に係り、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び那覇市介護予防ケアマネジメント実施要領を改正いたしました。改正内容については、別添資料をご確認ください。

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ

TEL : 862-9010 / FAX : 862-9648

令和6年度介護報酬改定に係る改定内容

訪問型サービス A

1 訪問型サービス A 費

【現行】

種 類	利用頻度	利用回数	単位数	算定単位
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週 1 回程度の利用	月に 4 回まで	236 単位	1 回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)	週 2 回程度の利用	月に 8 回まで	239 単位	1 回につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週 1 回程度の利用	月に 5 回以上	1,035 単位	1 月につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)	週 2 回程度の利用	月に 9 回以上	2,067 単位	1 月につき

【令和6年4月1日から】

1 種 類	利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週 1 回程度	月に 4 回まで	236 単位	1 回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)		月に 5 回以上	1,035 単位	1 月につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週 2 回程度	月に 8 回まで	239 単位	1 回につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)		月に 9 回以上	2,067 単位	1 月につき

※種類の名称 (I) ~ (IV) が一部変更になっています。

※基本報酬単価に改定はありません。

2 加算・減算

種 類	算定要件・算定単位	備考
ア 初回加算	令和6年厚生労働省告示第86号 別表単位数表の訪問型サービス 費の規定を準用する	
イ 介護職員処遇改善加算		
ウ 同一建物減算		
エ 介護職員等ベースアップ等支援加算		
オ 高齢者虐待防止措置未実施減算		新設
カ 業務継続計画未実施減算		新設
キ 訪問介護員従事加算	下表に定める単位数を加算	

訪問介護員従事加算

【現行】

種 類	利用頻度	利用回数	加算単位数	算定単位
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週1回程度の利用	月に4回まで	10単位	1回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)	週2回程度の利用	月に8回まで	10単位	1回につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週1回程度の利用	月に5回以上	50単位	1月につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)	週2回程度の利用	月に9回以上	100単位	1月につき

【令和6年4月1日から】

種 類	利用頻度	利用回数	加算単位数	算定単位
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週1回程度	月に4回まで	10単位	1回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)		月に5回以上	50単位	1月につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週2回程度	月に8回まで	10単位	1回につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)		月に9回以上	100単位	1月につき

※種類の名称 (I) ~ (IV) が一部変更になっています。

※加算単価数に改定はありません。

備考1 1のアについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に4回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考2 1のイについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に5回以上のサービスを提供した場合に利用する種類。

備考3 1のウについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に8回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考4 1のエについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に9回以上サービスを提供した場合に利用する種類。

備考5 2のキについては、サービスを提供した者が無資格者（ただし、那覇市の研修等を受講した者に限る）ではなく訪問介護員であった場合にのみ加算する。

通所型サービス A

1 通所型サービス A 費

【現行】

種 類	利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
ア 通所型サービス A 費 (I)	週 1 回程度 の利用	月に 4 回 まで	334 単位	1 回につき
イ 通所型サービス A 費 (II)	週 2 回程度 の利用	月に 8 回 まで	345 単位	1 回につき
ウ 通所型サービス A 費 (III)	週 1 回程度 の利用	月に 5 回 以上	1,422 単位	1 月につき
エ 通所型サービス A 費 (IV)	週 2 回程度 の利用	月に 9 回 以上	2,978 単位	1 月につき

【令和 6 年 4 月 1 日から】

種 類	利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
ア 通所型サービス A 費 (I)	週 1 回程度	月に 4 回まで	396 単位	1 回につき
イ 通所型サービス A 費 (II)		月に 5 回以上	1,598 単位	1 月につき
ウ 通所型サービス A 費 (III)	週 2 回程度	月に 8 回まで	407 単位	1 回につき
エ 通所型サービス A 費 (IV)		月に 9 回以上	3,261 単位	1 月につき

※種類の名称 (I) ~ (IV) が一部変更になっています。

2 加算・減算

種 類	算定要件・算定単位	備考
ア 介護職員処遇改善加算	令和6年厚生労働省告示第 86号別表単位数表の通所 型サービス費の規定を準 用する	
イ 同一建物減算		
ウ 人員欠如減算		
エ 介護職員等ベースアップ等支援加算		
オ 高齢者虐待防止措置未実施減算		新設
カ 業務継続計画未実施減算		新設

備考1 1のアについては、**要支援1若しくは要支援1相当の事業対象者**であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に4回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考2 1のイについては、**要支援1若しくは要支援1相当の事業対象者**であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断

された者に提供するサービスのうち、1月に5回以上サービスを提供した場合に利用する種類。

備考3 1のウについては、**要支援2若しくは要支援2相当の事業対象者**であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に8回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考4 1のエについては、**要支援2若しくは要支援2相当の事業対象者**であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に9回以上サービスを提供した場合に利用する種類。

介護予防ケアマネジメント

種 類		現 行	令和6年4月～
介護予防ケアマネジメント A	基本報酬	438 単位	442 単位
	初回加算	300 単位	300 単位
	委託連携加算	300 単位	300 単位
介護予防ケアマネジメント B	基本報酬	306 単位	310 単位
	初回加算	300 単位	300 単位
介護予防ケアマネジメント C	基本報酬	438 単位	442 単位
	初回加算	300 単位	300 単位

※1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

介護予防ケアマネジメント様式のうち「様式9」について、様式を変更する。